

令和元年第2回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 令和元年6月27日（木） 午前9時00分

閉会 令和元年6月27日（木） 午前10時07分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 庁議室

3. 出席委員（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 伊藤 明子

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

4. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子

教育企画課長 小原 賢史

学務管理課長 佐々木 晋

学校教育課長 中村 哲

こども課長 今井 岳彦

文化財課長 平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 大和 あゆみ

主査 佐々木 晶子（書記）

○佐藤勝教育長 ただいまから、令和元年第2回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、令和元年6月27日、午前9時。会議の場所、石鳥谷総合支所庁議室。日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○佐藤勝教育長 異議なしと認め、本日一日と決定いたします。日程第2、議事に入ります。議案第4号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を

議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。小原教育企画課長。

○小原賢史教育企画課長 議案第4号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を御説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として条例により設置された審議会であります。委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を委嘱しているところであり、委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、関係団体の役員改選及び前任者の選任事由の消失により異動が生じたことから、新たに任命しようとするものであります。

以下、議案書1ページと別冊の議案第4号資料を併せて御覧願います。新たに任命しようとする委員について御説明申し上げます。高橋庄一氏、40歳、花巻市教育振興運動推進協議会会長であります。似内利正氏、70歳、一般財団法人花巻市体育協会会長であります。瀬川富貴子さん、41歳、ゆもと幼稚園PTA監事であります。前任の南川聖子さんのお子様が、保育園を卒園されたことから、新たに就学前児童の保護者から委員を選出することとし、ゆもと幼稚園PTAに推薦を依頼し、瀬川さんを御推薦いただいたところであります。

任期につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、令和3年4月30日までであります。以上で説明終わりますが、御決定賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただいま、花巻市教育振興審議会委員の任命について説明がありました。本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 御異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りします。議案第4号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり議決されました。

次の議案第5号の審議に入ります前に、お諮りいたします。議案第5号「職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて」につきましては、人事案件でありますので、審議は花巻市教育委員会会議規則第13条の規定による秘密会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 異議なしということで、議案第5号につきましては、秘密会による審議とすることに決しました。それでは、暫時休憩いたします。

(学務管理課長、学校教育課長、こども課長、文化財課長退室)

○佐藤勝教育長 休憩中の会議を再開いたします。議案第5号「異動した職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

(秘密会のため非公開)

○佐藤勝教育長 議案第5号は原案のとおり議決されました。
ここで暫時、休憩いたします。

(学務管理課長、学校教育課長、こども課長、文化財課長入室)

○佐藤勝教育長 休憩中の会議を再開いたします。日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。岩間教育部長。

○岩間裕子教育部長 令和元年第1回(6月)花巻市議会定例会教育関係事項について御報告をさせていただきます。報告事項の配布資料、資料No.1を御覧ください。

一般質問でございます。教育行政については登壇議員13名中8名の議員から、下記の事項について質問がございました。詳細について御説明いたします。資料の一般質問答弁書を御覧いただきたいと思います。

初めに、照井省三議員でございます。照井議員から2件の御質問をいただきました。1件目の児童虐待防止について、虐待防止に向けた対応策のうち、保育園、幼稚園及び小中学校における指導者への研修についての質問でございます。公立保育園、幼稚園については、園長会議の場で年1回、虐待対応について確認しているほか、各園において、職員会議を利用して随時虐待の早期発見や虐待を発見した場合の対応について研修を重ねていること。また、市内法人立保育園、幼稚園、こども園についても、市内園長・小学校長合同会議の場を利用して意識及び対応の共通理解に努めていること。そして、小中学校については、昨年度は副校長、本年度は校長を対象とした研修会を開催していることを答弁いたしました。それから、花巻市要保護児童対策協議会の情報を、保育園、幼稚園、小中学校へ提供し、共通理解を深めておりますけれども、小中学校については、教職員が県内で異動することから、年度始めに研修会を実施するほか、定期的に情報を提供するなど、適切な対応の確保に向けた工夫をしてまいりたいと考えていること。そして、研修にあたって特に留意していることは、早期発見・発見後の早期対応の重要性について認識を高め、子

どもの安全確保を最優先に考え、行動することの徹底であります。また、子どもの発達段階の違いと職員の保護者と接する頻度の違いから、保育園・幼稚園では早期発見、小中学校では発見後の早期対応に重きを置いて取り組んでおりますと答弁したところでございます。

照井省三議員の2件目になります。花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針についての4点御質問をいただきました。1点目、石鳥谷地域について「早期に学校統合の検討を始める」という基本方針（案）における当初の記載から「早期に」の文言を削除した考えについてのお尋ねでしたけれども、これにつきましては、保護者や地域の皆様から拙速にならないように進めてほしいとの御意見もございましたことから、文章中から「早期に」という言葉を削除したものでありますと答弁いたしました。

2点目の石鳥谷地域以外の学校統合の検討につきましては、教育委員会では、現在、各小中学校PTAに対し、教育懇談会の開催を呼びかけており、この懇談会を通じて御理解を深めていただくことで、理想的な教育環境の構築に向けて取り組んでまいりたいこと。また、複式学級を有する地域のうち、大迫地域については、各小学校のPTA役員の方々に勉強会の開催を申し入れていること。笹間第二小学校区については、以前より「自分たちで方向性を考えるので、それまで、教育委員会から話を出すのを待つてほしい」と申し出をいただいているところですが、7月30日に、西南地区教育振興運動協議会が開催され、そこにお招きをいただいておりますので、その場で改めて基本方針と地域の実態について説明をしてまいりたいと考えておりますと答弁したところでございます。

3点目の学校統合を行う場合、概ね2年の準備期間を置くことについての御質問については、合同授業や交流学习により児童生徒の一体感を醸成すること。また、過去の統合事例からPTA等を中心とした実行委員会組織による記念誌作成や閉校に伴う諸行事の準備、あるいはPTA組織や学校支援組織の再編等に一定期間を要することから、概ね2年の準備期間を置くこととしておりますと答弁いたしました。

4点目の小学校の統廃合を行った場合の特別な支援を要する児童への教育の確保についての御質問につきましては、在籍する児童数の増加や新たな障がい種の学級が必要と判断された場合は、早期に岩手県教育委員会へ実態に即した教員配置や学級の設置を申し入れるなど、現在と同様に必要な支援に努めてまいりますと答弁したところでございます。

続きまして、佐藤現議員でございますが、公立保育園の民営化の今後の予定についてのお尋ねがございました。現行の「花巻市公立保育園再編指針」の計画期間が令和2年度までとなっておりますので、第2期実施計画により実施しております民営化の検証や今後の児童数の状況、様々な保育ニーズなどを勘案したうえで、公立保育園の役割を踏まえ、来年度の次期再編指針を策定する中で検討してまいりますと答弁いたしました。

続きまして、伊藤源康議員からは、教育振興について3点の御質問がございました。1点目の市内小中学校再編と（仮称）西南小学校新設への取り組みにつきましては、西南地区におきましては、中学校区単位での説明会では、基本方針案に対する反対の御意見はありませんでしたが、小学校統合を求めるといった具体的な御意見もなかったこと。出前学習会については、開催のお申し込みをいただけなかったこと。そして、統合を含む学校の適正配置の方向性については、行政が一方的に進める性格のものではなく、教育懇談会等の

場で協議を重ねる中で、まずは保護者並びに将来の保護者の方々の声を慎重に伺ってまいりたいと考えておりますと答弁いたしました。

2点目の中学校の部活動指導員につきましては、昨年度、県指定の働き方改革の実践研究として、研究協力校の石鳥谷中学校に8月から部活動指導員を2名配置いたしました。同校では導入に際し、教職員全体での部活動あるいは働き方についての検討を目的としたワークショップでの意識共有、業務や会議の精選、見直しと併せて部活動指導員を活用した結果、部活動指導に係る時間が前年度と比較すると教員1人につき1か月10時間減少し、効果を感じている職員の割合が高く、負担感の軽減につながったものと捉えております。この結果を受けて、今年度、花巻市では部活動指導員を市内全中学校に各1名配置する予定であり、6月3日現在、3校に3名の指導員の配置を終えております。配置校からは学校事情や生徒のことを十分理解している方に指導員として入っていただくことで、教員も安心して指導を任せられるなど、指導員の配置を歓迎する声が寄せられておりますが、一方で、適切な人材を確保するのが難しいという課題を抱えている学校もありますことから、教育委員会といたしましては、これを支援し、7月までに市内全中学校に配置を終えられるように学校を支援してまいりますと答弁いたしました。なお、その後、1校におきまして、7月1日からの任用について進めておりますので、4校については目途が立った状況となっております。

3点目、小中学校のエアコン設置についてのお尋ねでございます。6月3日時点における工事スケジュールでは、6月24日から試運転を実施し、7月中旬までには全ての学校において使用が開始できる見込みとなっていると答弁したところでございます。その後、動きがございまして、昨日の定例記者会見におきまして、市長から発表があったところですが、分割しているうちの1グループにおいて、下請業者で人員確保が厳しい状況になっているということで、1グループについては、7月中の設置になる見込みとなっております。なお、明日、6月28日、9時40分から花巻小学校の1年生の教室で仮運用のセレモニーを実施することになっております。併せて、お知らせをいたします。

続きまして、照井明子議員から2件の御質問をいただきました。1件目、子供の貧困対策についての1点目、教育委員会で行っております「就学援助費」と奨学金制度の「はなまき夢応援奨学金」について、現在の実績と事業周知をどのようにしているのかというお尋ねがございました。就学援助制度である要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度の今年度の認定者数は、小学校の要保護児童が14名、準要保護児童が206名、中学校の要保護生徒が13名、準要保護生徒が153名、合わせて386名となっております。また、事業周知は、例年12月に各小中学校を通じ、児童生徒の属する全世帯へ制度案内のチラシを配布しております。次に、奨学金制度の「はなまき夢応援奨学金」の利用者でございますが、今年度の貸与者は、昨年度からの継続貸与者の2名となっております。この制度の周知といたしましては、貸与の対象者が高校3年生であることから、県内の全高等学校及び特別支援学校高等部に制度周知のチラシ、ポスター及び募集要項の送付を行っておりますほか、市内6つの高等学校に対しまして、昨年12月に学校訪問を行い、募集要項と制度案内のチラシの配布をお願いしております。さらに昨年12月15日号の広報はなまき、市ホームページ、エフエムはなまきにおいても周知を図っておりますと答弁をいたし

ました。

1点目の次の質問になりますが、就学援助費の修学旅行費の事前支給の御質問でございます。就学援助費の支給につきましては、年3回、各学期末である7月、12月、3月に支給しておりますけれども、そのうち、修学旅行費については、修学旅行実施後の支給月に負担額の実費を支給していること。修学旅行の実施状況は小学校が6月中の実施、中学校については4月及び5月の実施がそれぞれ5校、9月実施が1校となっていること。一方、就学援助費の支給対象者の認定は、前年中の収入額を確認のうえ審査しているため、その認定の可否決定時期は、例年5月中旬頃となっており、中学校の修学旅行前である4月上旬に事前給付を行うことは、現行の制度においては難しい状況となっていること。また、平成31年2月1日現在の県の調査では、盛岡市が実績払いを基本としながらも一時負担が経済的理由で難しい対象者について要請があれば概算支給に応じる状況でしたが、盛岡市における実績をお聞きしたところ、平成30年度は対象者2,332人に対して1件、平成29年度以前についても1件から2件程度であるということであり、これらのことから、修学旅行費の事前給付については要望調査を改めて実施したうえで、現行制度の改正について検討してまいりたいと答弁したところでございます。

照井明子議員の2件目、花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針については3点の御質問をいただきました。1点目の今後の取り組みについてでございますが、教育委員会では現在、教育懇談会の開催を呼びかけており、この懇談会を通じて理解を深めていきたいと答弁いたしました。

2点目の小中一貫校について、保護者及び地域住民への説明会での理解が得られたと捉えているかとの御質問でありましたが、説明の際に概要等についてはお知らせいたしました。この制度は新しい制度であり、形態や、導入によって想定されるメリット、あるいはデメリットについては、まだ十分に御理解をいただいているものと考えており、今後、教育懇談会や統合に向けた具体的な協議の中で丁寧に御説明してまいりたいと考えていると答弁いたしました。

3点目の学校統廃合及び小中一貫校導入は住民合意が前提と捉えてよいかとの御質問については、基本方針においても、学校の適正規模・適正配置を進めるうえでの留意事項として、学校統合や学区の変更等を具体化するに当たっては、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の児童の保護者の声を重視しつつ、地域や学校支援組織等の理解が得られるよう、将来のビジョンを共有し、対話を深めていくと答弁したところでございます。

続きまして、伊藤盛幸議員の御質問でございます。男女共同参画の推進について、小中学校における男女混合名簿の導入状況についてのお尋ねでございます。平成30年7月に実施した男女混合名簿の使用状況調査によると、市内小中学校において出席簿、学級名簿、学生名簿、卒業生名簿等に混合名簿を使用している学校及び30年度中に使用予定の学校は小学校が19校中3校で15.8%、中学校では11校中2校で18.2%となっていたこと。この導入率の低い現状について教育委員会といたしましては、毎月開催している校長会議において、男女共同参画教育の意義を確認し、学校と教育委員会と協議のうえ、積極的に判断するよう繰り返し求めてまいりました。その結果、本年4月に実施された入

学式においては、新入生が1名の学校2校を除き、小学校17校中12校で70.6%、中学校11校中9校で81.8%と格段に混合名簿の使用率が伸びた状況となったこと。児童生徒の反応について、小学校の児童で一部戸惑った子どももありましたが、そのねらいについて教師からきちんと指導した結果、趣旨について理解を示したものと捉えていること。保護者の反応は、質問や意見はなく、当然のように受け入れられたとお聞きしていること。男女混合名簿の取り組みが「子供たちにも男女分け隔てがないという意識の醸成につながると考えるが、市の考えを伺う」とのお尋ねにつきましては、この混合名簿の作成使用により、男女平等のみならず、LGBTへの向き合い方など多様な性及び多様な価値観への理解、性の違いによらない個性に応じた能力の伸長などさまざまな面で壁を取り払うきっかけになってほしいと期待していると答弁いたしました。

次に、本館憲一議員でございます。花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針について2点の御質問をいただきました。1点目、市民からの意見を反映した点と今後の進め方についての御質問でございますが、変更点につきましては、これまでも教育委員協議会、教育委員会議、総合教育会議等で御説明した内容でございますので、割愛をさせていただきます。また、保護者や地域との話し合いは特定の地域を対象としたものかとの御質問につきましては、教育委員会で現在、教育懇談会の開催を全ての小中学校に呼びかけていることをお答えいたしました。

2点目の小中一貫校導入の検討についての1つ目の花巻及び石鳥谷地域を検討地域とした理由についてと、2つ目の検討の対象となる中学校区の御質問につきましては、まとめてお答えしております。小中一貫校の導入につきましては、基本方針においてお示した条件の一つに、小中一貫教育のメリットを最大化するため、「同一敷地もしくは隣接敷地に小学校及び中学校を設置する」とございます。大迫地域の場合は、地域内のいずれの小中学校についても敷地に余裕がなく、現有地内に小学校と中学校を整備することは難しいこと。東和地域は、小学校、中学校どちらかの校舎を活用し、一貫校とする場合、児童生徒数の推計値から増築が必須と見込まれますが、現在の校舎がいずれも新しくどちらかを廃止することは想定しがたいことから、この2つの地域への小中一貫校導入については、基本方針に盛り込まなかったこと。花巻及び石鳥谷地域については、児童生徒数の推移動向、学校敷地や施設の状況等を勘案しながら導入について検討してまいりたいと答弁をしております。

続きまして、藤井幸介議員でございます。子供を守る地域づくりについて2点の御質問をいただきました。1点目の園児の移動経路の安全確保についてのお尋ねでございます。5月8日に発生しました、滋賀県大津市での事故を機に、内閣府及び厚生労働省の連名で「保育所等での保育における安全管理の徹底について」、事務連絡が発出されております。その内容について、保育中の事故防止及び安全対策については、厚生労働省が定めた「保育所保育指針」に示されているとおり保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を含め、改めてその取扱いの徹底を求めるものとなっており、併せて、保育所外での活動は保育において児童が身近な自然や地域社会の人々との生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設けるうえで重要な活動であり、移動も含め、安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に実施することが要請されていることから、市内保育園、幼稚園にお

いて従来から園ごとに定めている危機管理マニュアルの園外保育チェックリストを活用して安全の確保に努め、今後においても、豊かな生活体験をはじめ、保育内容の充実が図られるよう、指針の趣旨を踏まえて、これまでどおり所外の活動を実施していくというように答弁したところでございます。

2点目でございますが、いじめについての現状と対策について御質問がございました。平成30年度における花巻市内小中学校のいじめ認知件数は問題行動調査によりますと、小学校が195件で前年度に比べ57件の増。中学校が56件で、前年度に比べ69件の減となっております。小学校では、いじめを受けたと感じた児童の事案を全て直接カウントしており、主に低学年・中学年における本人から学級担任などへのいじめの訴えやアンケートによる発見の増加が原因と捉えております。背景として2つの要因が考えられ、1つ目は、調査やアンケートの記入が浸透し、いじめを受けたと回答することへの抵抗感がなくなったこと。2つ目は、幼児期・学童期の間関係づくりの未発達な状態における低学年・中学年において冷やかしからかいによる不快な思いを全ていじめとする状況があると捉えていること。中学校においては、いじめ件数が大幅に減少しておりますが、その要因としては、中学校の場合、小学校とは対照的に子供同士のトラブルがあった場合に「ケンカ」なのか、「いじめ」なのか、双方から聞き取りをして判断していること。2つ目が、中学校では学年が上がるに従って、いじめ件数が減るという現状があり、中学校3年間の成長とともに、相手のことを考える言動を意識した生活ができるようになってきているのではないかと見ることもできますが、一方で、発生事案を見ると、冷やかしからかいが依然として多く、中には粗暴な行為や情報機器での誹謗中傷などの事案も認められるので、決して楽観できないものと判断しているとお答えいたしました。教育委員会としては、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る問題として捉え、生命の尊重、人権の尊重をまずしっかりと根底に据えて、これまで同様、学校と連携して対応していきたいと考えておりますと答弁したところでございます。

続きまして、大原健議員から2件の御質問をいただきました。1件目の交通安全についての市内保育園の交通安全対策につきましては、先ほどの藤井幸介議員と重複する内容でございますので、割愛をさせていただきます。

大原健議員の2件目、通信インフラについての質問でございます。市内小中学校における光回線の導入状況についてのお尋ねでございますが、いわゆるインターネット回線につきましては、教職員が日常の校務で使用する校務系ネットワークのための回線と児童生徒がコンピューターを活用した学習活動で使用する学習系ネットワークのための回線の2つに分けて整備を進めており、このうち校務系ネットワークにつきましては、平成30年度に実施した小中学校情報ネットワーク強靱化事業によりまして、全ての学校に専用の光回線を導入済みであること。学習系ネットワーク回線については、学習用パソコンの更新に合わせて順次光回線への切替えを行ってきたということで、現在、光回線を導入している学校が19校で、ADSL回線が11校というわけで光回線の整備率が63.3%となっていること。今年度中に小学校5校、中学校2校で情報機器の更新に合わせ、光回線への切替えを行う予定であり、これにより86.7%の整備率となる見込みであります。未整備校についても可能な限り前倒しで実施をしたいと答弁したところでございます。以上

が一般質問に対しての答弁内容となります。

資料の2ページにお戻りいただきたいと思えます。議案審議でございます。1つ目、条例でございますが、花巻市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出しております。これにつきましては、国の家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正が行われまして、家庭的保育事業者等における卒園後の児童の受け入れを行う保育所等との連携について所要の改正を行う必要がありましたことから提案をしてお認めいただいたものでございます。

次に、2つ目、平成30年度一般会計補正予算(第7号)でございます。(1)歳入の中の教育費国庫補助金につきましては、2,020万円の決定減になっておりますけれども、これにつきましては、大迫中学校のグラウンド等の整備に関して、学校施設環境改善交付金の申請をしておりましたが、これが不採択となったことによる減でございます。その下、市債1億6,140万円の減でございますが、これにつきましては、現在実施しております小中学校のエアコン事業費の確定見込みによる減となっております。(2)歳出でございます。一般行政経費(保育園)につきましては5,300万円の減となっております。こちらは、非常勤保育士、保育サポーターの採用にかかる費用でございましたが、一部採用に至らなかったものがございまして、その分の減となっております。小中学校の施設維持事業費の減額につきましては、いずれもエアコン事業費の減となっております。大迫中学校校舎改築事業の減につきましては先ほど申し上げましたとおり、大迫中学校の整備に係る不採択及び30年度に実施いたしましたクラブハウスの整備が完了したことによる事業費の精査による減となっております。

次に、3つ目、令和元年度一般会計補正予算(第1号)でございますが、(1)歳入の民生費県補助金(子ども・子育て支援)につきましては、幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修についての増でございます。民生寄附金につきましては、個人の方からの寄附金でございまして、歳出を見ていただきますと、放課後児童支援事業ということで学童クラブ用備品購入に充当させていただいております。次に、教育寄附金として500万円、企業からの寄附がございましたが、これは寄附者の御意向に沿いまして奨学基金への積み立てということで繰り出しを行っております。市債につきましては、大迫中学校の屋外環境舗装新設等工事に伴う借入でございますが、先ほど第7号補正で採択に至らなかったことを御説明させていただきましたが、採択に至らなかった事業の中で、校地内の車両が通行する通路等の舗装については、どうしても今年度中に前倒しで実施したいということで、市債を使つての整備をお認めいただいた部分でございます。(2)歳出につきましては、歳入で説明した内容と重複いたしますので、割愛いたします。

4つ目、報告の(1)平成30年度一般会計繰越明許費の繰越しについてでございます。保育施設環境整備支援事業につきましては、法人立保育園の整備に係るものでございます。小学校施設、中学校施設の維持事業につきましては、いずれもエアコン整備に係るものでございます。大迫中学校の校舎改築事業につきましては、大迫中学校の施設のうち、歩道整備等に係る整備費についての繰越しでございます。幼稚園教育環境充実事業につきましては、エアコン整備分となります。(2)修繕代金、法定点検料及び車検代行料の支払い遅延に係る損害賠償事件に関する専決処分についてでございます。平成30年の3月19日

に花巻学校給食センターの給食配送車について、車検代行及び修理を依頼し、その後、平成30年3月26日に当該代金の請求を受けていたものでございますが、支払い事務を怠り、相手方に対して支払い遅延利息を支払ったという内容でございます。支払い遅延利息の金額は3,000円となっております。この金額につきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定を参考に計算し、相手方とも合意決定したものでございます。

次に、請願、意見書でございます。岩手県教職員組合花北遠野支部から議会に請願がありまして、審議の結果、採択されたところでございます。国に対して、議会から意見書が提出されることにもなっております。以上、報告を終わらせていただきます。

○佐藤勝教育長 以上、第1回花巻市議会の定例会、教育関係事項のあるいは予算関係の報告でございますが、これら全般に関して質疑等ございませんでしょうか。役重委員。

○役重眞喜子委員 補正予算の歳入歳出に、幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修とありますが、これは、国が打ち出した無償化に伴ってということだと思いますが、具体的にはどのような内容を改修しなければならないということでしょうか。

○佐藤勝教育長 今井こども課長。

○今井岳彦こども課長 お答えいたします。今回、無償化につきまして、ひとつは保育料本体もですけれども、新たに保育料以外にも、例えば、幼稚園の預かり保育とか、それから今回、認可外も無償化の対象となりました。ただし、条件といたしまして、保育の必要性の認定がございます。そういうことで、新たな認定事務がございます。それから、副食費につきましては、これまで3歳児以上につきましては保育料に含めて徴収していたのですけれども、今回、保育料本体は無償となるのですけれども、副食費については実費徴収ということで、その部分の算定とか、あと、該当すれば減免になるということもございまして、そういうところでシステム改修が必要となります。

○役重眞喜子委員 そうしますと、全額財源はあるんだけれども、かなりの手間暇と人件費的には大変な作業があるということですね。

○今井岳彦こども課長 そのとおりでございます。システム改修につきましても、まだ詳細の部分が。国からの説明も、今月、21日に市町村担当者に説明を受けた状況でございますので、まだこれから精査しながらシステムを構築していくというところで、実際に事務は当然増えますけれども、まだ具体的にどこということにつきましては、まだはっきりしない部分はございます。

○役重眞喜子委員 この県費は、大本は国費ですか。

○今井岳彦こども課長 はい、全額国費です。

○佐藤勝教育長 21日に説明がありまして、ここ1か月で何とか内容を構築しなければいけないので、おって御報告申し上げます。ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは質疑を終結いたします。報告について、これで終結いたします。本日の議事日程はこれで全て終了いたしました。これで閉会といたします。大変ありがとうございました。